

佐賀県有明海区漁業調整委員会

告示第三号

松浦海区漁業調整委員会

海区漁業調整委員会が開催する公聴会に関する手続規程（平成十二年

佐賀県
松浦海

有明海区漁業調整委員会

告示第二号）の一部を次のように改正する。

区漁業調整委員会

平成二十一年八月十四日

佐賀県有明海区漁業調整委員会

会長 川 崎 守

松浦海区漁業調整委員会

会長 川 崎 和 正

第三条第二項中「佐賀県公報に登載する」を「インターネットを利用して閲覧に供する方法の」に改め、「掲示する」の下に「方法により行う」を加える。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。